

警察官の自殺について県の損害賠償責任が認められた事案

静岡県事件

第1審 広島地裁福山支部 令和4年7月13日判決

第2審 広島高裁 令和5年2月15日判決

上告審 最高裁第2小法廷 令和7年3月7日判決(本判決) LLI/DB 判例秘書登載



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』(編著・労働調査会)など。

本件は、静岡県警察所属のAの自殺につき、父母であるXらが、Aの自殺は過重な業務に起因するとして県に対し損害賠償を求めた事案である。原判決が、公務災害認定に係る「精神疾患等の公務災害の認定について」と題する通知¹⁾(以下「認定基準」という)の要件を満たさないとして相当因果関係を否定して請求を棄却したのに対して、本判決は、認定基準の要件に該当しないことをもって直ちに損害賠償責任が否定されるものではないとして県の責任を肯定した。過労自殺事案における業務と精神疾患発症・自殺との相当因果関係に関する考え方を最高裁として示した判決として意義があろう。

1. 事案の概要

1)当事者

(1)訴えた側 (Xら: 1審原告ら、2審被控訴人ら、上告審上告人ら)

訴えたのは、Aの父母であるXらである。

(2)訴えられた側 (Y:1審被告、2審控訴人、上告審被上告人)
訴えられたのは、静岡県である。

2) Xらの請求の根拠

Xらは、Aの自殺は過重な業務によるものであるとして、Yに対して、国家賠償法1条1項²⁾に基づく損害賠償を請求した。

3) 事実関係の概要(本判決が認定した事実関係)

① Aは、平成15年4月静岡県警察に採用され、B警察署C交番の交番長として勤務していたが、平成24年3月自殺した。

② C交番管内では平成23年4月頃から連続窃盗事件が発生し、Aは正規の勤務時間以外に自主的な見回りをしており、これについては、時間外勤務実績報告書に記載して地域課長に提出していた。平成24年2月以降、Aは実習生の職場実習指導員に指名され、この業務にも従事した。Aは、平成23年11月、オランダでの海外研修について静岡県警察からの唯一の参加者として選出され、事前会合や英語でのプレゼンテーション準備作業にも従事した。

③ Aの自殺前6カ月における1カ月毎の時間外勤務時間数は、自殺直前から遡って、112時間15分、42時間38分、60時間30分、72時間57分、81時間30分、23時間であった。

Aは、自殺直前の1カ月に14日間連続勤務をし、1日の週休日を挟んで、再び自殺当日まで14日間連続勤務をした。各連続勤務には拘束時間が24時間に及ぶ当直勤務がそれぞれ5回含まれ、当直明けの非番日にも平均5時間42分の勤務を行なった。

- ④ Aは、平成23年12月頃、ストレス診断を受検したところ、総合評価が最低評価であった。Aは、地域課長にその旨を伝えたが、何らの対応がされることなかった。
- ⑤ Aは、遅くとも平成24年3月上旬に、うつ病エピソードを含む精神疾患を発症した。
- ⑥ 認定基準では、認定要件の一つである「その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象」と判断できる場合の一つとして、「発症直前の1カ月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行なったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行なったと認められる場合」(以下「本件記述」という)が示されている。

2. 1審判決の要旨

1審は、Aの自殺と業務との間に相当因果関係を認めた上で、Yの安全配慮義務違反を肯定し、Xらの請求を一部認めた。

3. 2審判決(原審)の要旨

Aが従事した業務は、認定基準の本件記述にいう「質的に過重な業務を行なった」とはいえないとして、相当因果関係を否定し、原判決を取消し、Xらの請求を棄却した。

4. 本判決の要旨

本判決は、以下のように述べて、原判決を破棄し、審理を原審に差し戻した。

「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行にともなう疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである。…そして、上記警察官に対し職務上の指揮監督を行う権限を有する者がその権限を行使するに当たって上記注意義務に違反したことを理由として、上記都道府県が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うか否かを判断するに当たっては、上記警察官が従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきものであり、その際には、認定基準において示されている知見をしん酌し得るものではあるが、認定基準が示す要件に該当しないことをもって直ちに上記損害賠償責任が否定されるものではない。^①」

「…Aが自殺直前の時期に行っていた業務の量は、従前から行っていた業務に相当程度の負荷を伴う複数の業務が加わることによって大きく増加していた。…勤務の態様からしても、…過重な業務がAの精神疾患の発症及びこれによる自殺という結果の発生を招來した関係を是認し得る高度の蓋然性がある。」

Aの上司らは、Aが、連続窃盗事件が発生している交番の交番長を務めつつ、職場実習指導員に指名され、海外研修の参加者にも選出されたことを把握している立場にあった上、勤務日誌、時間外勤務実績報告書の提出も受けていたものであり、地域課長は、Aがストレス診断で最低評価となったことを知っていた^②。それにも関わらず、Aの上司らはAの負担軽減をする具体的な措置を講じていない。

「そうすると、Aの上司らは、…業務の遂行にともなう疲労や心理的負荷等が過度に蓄積してAがその心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負っていたにもかかわらず、当該注意義務を怠ったというべきであり、これによってAが精神疾患を発症して自殺するに至ったということができる。」

したがって、Yは、Xらに対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

ワンポイント解説

1. 過労自殺事案等における相当因果関係の判断

本件は、地方公務員である警察官の自殺について、県に対して損害賠償請求がなされた労災民事訴訟事件である。過労自殺に係る労災民事訴訟事件において損害賠償責任が認められるには、従事した業務と精神疾患発症・自殺との間に相当因果関係が認められることが前提となるところ、地方公務員については、認定基準が医学的知見に基づいていることから、一定の合理性を有するものとして、損害賠償請求事案においても斟酌して判断されてきた^③。このようななかで、本判決は、上記下線①のように、認定基準を斟酌するに際しては、従事した業務に係る諸般の事情を総合的に考慮すべきであり、認定基準の要件に該当しないことをもって責任を

否定する根拠にならないことを最高裁として指摘した。労災民事訴訟事件における相当因果関係の判断においては、丁寧に負荷の程度を検討することが求められることになる。

2. 上司らの予見可能性

本判決は、上記下線②の事実を指摘して、上司らは、Aが過重な業務に従事していたこと、Aがストレス評価で最低評価となったことを知っていたこと等から、Aの精神疾患発症・自殺の予見可能性を肯定した。業務上の指揮監督を行う者は、部下が従事する業務量のみではなくストレス状態をも踏まえて業務量を調整することが求められていることを示唆するものといえよう。

- 1) 地方公務員災害補償法施行規則に基づく公務災害認定請求のあった事案における公務上の災害の認定に関し、地方公務員災害補償基金理事長が同基金各支部長宛に発出した認定要件等を定めた通知である(平成24年3月16日、地基補第61号)。
- 2) 国家賠償法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」旨、規定している。
- 3) 労働者の場合は、労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付の対象となる疾病である「心理的過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」(労働基準法施行規則35条、別表第1の2第9号)該当性の判断の基準として「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(令和5年9月1日基発0901第2号 厚生労働省労働基準局長通達)が発出されており、これまで労災民事訴訟における相当因果関係の判断においては、同基準が斟酌されてきた。